

2002年3月27日

東京外国為替市場委員会第52回会合議事録

開催日時	2002年3月26日 13:00～15:00
場 所	日本銀行本店新館9階大会議室
議 長	荻野 哲司 (東京三菱銀行)
副 議 長	小林 和成 (ステート・ストリート銀行)
副 議 長	小田 克彦 (富士銀行)
書 記	西川 広親 (日本銀行)
参加委員数	15名 (別紙)

委員の選任および退任の件

小林副議長(議長代理、ステート・ストリート銀行)より、住田委員(東京三菱銀行)、花井委員(日本興業銀行)、および加辺オブザーバー(日本興業銀行)から辞意が表明されたこと、これに伴い委員の公募を行ったところ、下記の方々から立候補者届のあったことが報告されました。

荻野 哲司 (東京三菱銀行)

小田 克彦 (富士銀行)

各立候補者について、提出書類に基づく審査、立候補者の所信表明を経て、委員による投票が行われ、全会一致で両名ともに選任されました。

また、委員選任後、議長、副議長の辞任に伴う、両職の選出が行われました。荻野委員が議長、小田委員が副議長にそれぞれ立候補し、満場一致で選任されました。

Code of Conduct の改訂について

Code of Conduct 小委会合(3月20日)で行われた、改定作業に関する議論に関し、中島小委員長より以下の作業基本方針案が報告されました。

Code of Conduct の冒頭に「誠実かつ公平な取引に関する高い倫理基準を維持するために、Code of Conduct を遵守する」という趣旨の条項(現・第3条第2項に相当)を置く。

マスター契約の締結を推奨することを明記し、合わせて当委員会として推奨できるマスター契約の一覧を盛り込む。

取引時刻に関する定義を置く。

取引の確認(現・第15条)、資金受渡し方法(現・第16条)についての規定を RTGS 等新システムに対応するよう全面的に改訂する。

ディーラーとブローカーの関係(現・第21条)については、重要性が低下している

ため、大幅に簡素化する。

スタッフィング（現・第 22 条）については、現在の市場慣行に整合的な形で改訂する。

電子取引に関しては、e-commerce 小委の全面的な協力を得て、現在のような「付記」ではなく、本文の規定の一部とする。なお、内容は Fxall、Atriax 等マルチディーラーポータルシステムとインターバンクの電子ブローキング各々の特色を踏まえたものとしたい。

改訂作業を進める間に CLS が開業すれば、関連項目を加えたい。

討議の結果、以上のような作業の基本方針が承認され、今後の改訂作業が進められることとなりました。

また、Code of Conduct の内容に関する市場参加者からの照会に、当委員会として今後どのような対応を行うかにつき議論がなされた結果、以下が合意されました。

Code of Conduct の作成者として、質問に対しては出来る限り回答していく。

まず Code of Conduct 小委員会で回答方針 and/or 回答案を組成する。

同方針等について、本委員会委員に対し承認を諮る（メール、電話でも可）。

本委員会委員の承認（多数決方式）が得られれば、小委員長から議長代理として回答を行う。

回答内容及び先方の反応については、本委員会で小委員会活動として報告し、記録を残す。

回答に当たっては、必要に応じ、税務署等外部機関に照会を行う。

また、質問者に対しては、Code of Conduct はあくまでも市場慣行をまとめたものであり、強制力を伴うものではないことを説明する。

各小委員会活動報告

各小委員会より、活動状況について以下の通り報告がありました。

(1) 教育小委員会

今井小委員長（UFJ 銀行）より、次回フォレックスセミナーに関し、以下の報告がありました。

日時は 5 月 27 日（米国市場がメモリアル・デーで休場）を予定。

内容は、新人教育の一環として活用されることを期待して、為替相場の基本的な見方とすることを予定。講師としてはストラテジスト、エコノミスト、チャーチストの中から数名に依頼する予定。

なお、講師については、各委員から候補者を推薦して決定することとなりました。

(2) E-Commerce 小委員会

野手小委員長より、2月26日に開催された、NY外為委による電子ブローキングフォーラム（於NYFed）の内容に関して、以下の通り報告がありました。

Fxall、Atriax、Currenex等のマルチディーラーポータルサイド、およびユーザーの事業法人の代表者がパネルディスカッションを行った。

運営側からマルチ・ディーラー・システムの利点として挙げられたのは、(a)取引実行が迅速化される、(b)STPにより、顧客サイドの事務処理負担の軽減に繋がる、(c)銀行サイドで小口取引の処理を効率化できる、(d)情報収集の効率性、の4点。

ユーザー側の声として挙げられたのは、(a)STP化に伴うバックオフィス事務の合理化によるコスト削減の観点を利用の動機となっていること、(b)NDF等の特殊な取引は電話で銀行のディーラーと取引しているので、銀行との関係が希薄になったとは感じていない、等。

(3) T + 1 小委員会

小林小委員長（ステート・ストリート銀行）より、以下の報告がありました。

同小委作成のレポートの素案が完成した。ついては、当委員会の endorsement を頂きたい。

endorse 後は、NY外為委のほか、アンケート送付先、投信業協会等関係団体に本レポートを送付する。また、当委員会のホームページにも掲載したい。

討議の結果、 については、当委員会として本レポートを endorse することが決定しました。また、 については、公表後、各関係業界への働きかけを開始、本問題に関する議論を深めていくことで、意見の一致がなされました。

(4) NDF 小委員会

稲村小委員長（シティバンク）より、NDF取引に関する、投信サイドへの個別ヒアリングが引き続き行われたこと、およびその内容に関し、以下の通り報告がありました。

NDFの利用スタンスについては、投信間で違いが見られる。

スタンスの違いは、運用を行っている場所（国内か海外か）や、特定資産としての経理上の取扱い負担についての見方等に起因している。

利用予定対象通貨はアジア通貨が中心であり、特に韓国ウォンと台湾ドルが多い。利用目的はヘッジが中心。

経理負担等を勘案すると、投機を行う旨味に欠けるとの見方が多い。

契約内容についてのドキュメンテーションや、適用相場の決定方法等の標準化等、実務上の改善点がまだ多く残されている。

．その他

(1) 本人確認に関わる外為法改正について

西川書記（日本銀行）より、今国会に財務省から為替取引の本人確認に関する法案が提出されたことが報告されました。今後、詳細な手続きが定められる過程では、フロントの立場からみて、本人確認のタイミングや方法等により、市場取引の円滑さを阻害しないような手続きが制定されるよう、当委員会としても出来るだけ協力していくべき、との問題提起がありました。議論の結果、法律小委を中心に対応を行っていくことで意見の一致をみましました。

(2) 緊急時安否確認訓練

居村オブザーバー（東京三菱銀行）より、2月27日実施された緊急時を想定した電話連絡網による委員の安否確認訓練について、および連絡が取れない委員がいたケースも含め、円滑に行われたことが報告されました。また、今後は抜打ちや様々な通信手段を使った訓練も実施していきたい、との提案がなされ、了承されました。

(3) 海外市場委との交流

西川書記より、3月14日に韓国・ソウル外為市場委を訪問し、相互の活動状況等について意見交換を行い、今後コンタクトリストを交換して交流関係を強化していくことで合意したことが報告されました。

以 上

(別紙)

東京外国為替市場委員会委員名簿(3月26日現在)

< 委員 >

議長	荻野 哲司	(東京三菱銀行)
副議長	小田 克彦	(富士銀行)
副議長	小林 和成	(ステート・ストリート銀行)
兼 T+1 小委員長		
書記	西川 広親	(日本銀行)
運営小委員長	加藤 博光	(野村証券)
広報小委員長	川添 豊	(ハークレイズ銀行)
教育小委員長	今井 雅人	(UFJ 銀行)
法律問題小委員長	金上 孝	(三菱信託銀行)
E コマース小委員長	野手 弘一	(三井住友銀行)
CLS 小委員長	市川 亨	(富士銀行)
NDF/CFD 小委員長	稲村 秀彦	(シティバンク)
Code of Conduct 小委員長	中島 尚彦	(スタンダードチャータード銀行)
	石川 栄一	(イービー・イス・ディーリング・リソース・ジャパン)
	神田 紀昭	(ロイター・ジャパン)
	伊藤 一雄	(トウキョウフォレックス上田ハロー)
	松野 行雄	(JP モルガン・チェース銀行)

< オブザーバー >

	野口 嘉彦	(マネー・フロー・カース・アソシエーション)
	川添 敬	(日本銀行)
	居村 元	(東京三菱銀行)

(注) 敬称略(順不同)。 は今回出席。